

介護老人保健施設 鷺栖の里

短期入所療養介護
(介護予防短期入所療養介護)
運営規程

社会医療法人 平成記念会

(事業の目的)

第1条 社会医療法人平成記念会が開設する介護老人保健施設鷺栖の里が行う短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の事業（以下「事業」と言う。）の適正な運営を確保する為人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 鷺栖の里
- (2) 所在地 奈良県橿原市四分町 85-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通とする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所に勤務する従業員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。但し管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の施設又は、居宅サービス事業の管理者と兼務することがある。
- (2) 支援相談員 1名以上（常勤）
利用者の申込みにかかる調整、業務の実施状況の把握と短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の作成及び家族との連絡調整にあたる。
- (3) 介護職員 24名以上
(常勤もしくは非常勤でこの人員は必要に応じて増員することがある。)
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて介護サービスの提供にあたる。
- (4) 看護職員 9名以上（常勤・非常勤）
利用者の健康状態チェックにあたる。
- (5) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 1名以上（常勤・非常勤）
利用者の日常生活上の機能訓練にあたる。
- (6) 事務職員 1名以上（常勤・非常勤）
必要な事務一般の業務を行う。
- (7) 医師 1名（常勤・非常勤）
利用者の健康管理にあたる。
- (8) 薬剤師 1名以上（非常勤）
利用者の薬剤の管理を行う。
- (9) 栄養士又は管理栄養士 1名以上（常勤・非常勤）
利用者の栄養管理にあたる。
- (10) 介護支援専門員 1名以上（常勤・非常勤）
施設サービス計画等の作成及び関係機関との連絡調整を行う。

(業務日及び業務時間)

第5条 事業所の業務日及び業務時間は、次の通りとする。

- (1) 業務日 年中無休
- (2) 業務時間 午前8時30分～午後5時15分まで。

(事業所の業務内容)

第6条 事業所の業務内容は、次の通りとする。

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- (3) 通所リハビリテーション計画の立案
- (4) 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- (5) （個浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者には、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- (6) 医学的管理・看護
- (7) 介護（退所時支援も行います。）
- (8) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- (10) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (11) 理容サービス
- (12) 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- (13) 相談、援助
- (14) 栄養管理
- (15) 口腔衛生の管理
- (16) その他

(利用料等)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合に応じた額とする。

基本料金

- (1) 利用料
※入所時及び退所時の送迎は片道184単位の自己負担となる。
- (2) 食費：利用者負担
2,200円（朝食600円 昼食850円 夕食750円）

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	2,200円/日

- (3) おやつ代 220円
- (4) その他（日常生活上の便宜の提供にかかる費用）
 - ・教養娯楽費 250円
 - ・理美容代
 - ・その他
- (5) 居住費：利用者負担

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室	0円/日	430円/日	430円/日	430円/日	550円/日
従来型個室	550円/日	550円/日	1,370円/日	1,370円/日	1,800円/日

2 前項各号の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の送迎実施地域は奈良県橿原市の区域とする。

第9条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を接種いただくこととする。食費は第7条に里用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第6条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・面会は、原則、月～土曜日（日曜・12月30日～1月3日除く）、14時～16時30分。但し、施設内の感染症等拡大防止対策のため、面会禁止及び面会方法の変更することがあります
- ・消灯時間は、21時です。
- ・外出・外泊は、予定日の前日までに身元引受人による申し出により許可することとする。尚、一回の外泊は最高「7泊8日」までとする。但し、感染症等拡大防止対策のため、当施設の判断により外泊、外出を許可しない場合がある。
- ・飲酒・喫煙は、禁止です。
- ・火気の取扱いは、禁止です。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用するものとする。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償を請求します。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、個別の対応とするが、自己の責任で管理することを原則とする。当施設は紛失・盗難・破損等の被害の責を負いません。
- ・金銭・貴重品の管理はしません。持ち込みは原則禁止ですが持ち込みされていた場合は自己の責任で管理し、当施設では紛失・盗難・破損等の被害については責任を負いません。
- ・外泊時等の施設外での受診や与薬は、原則できません。必要な場合は、必ず事前に申し出ること。
- ・宗教活動は、出来ません。
- ・ペットの持ち込みは、出来ません。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修

(4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(非常災害対策)

第11条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、入所者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

(2) 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

(3) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の為の指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業所の従業者の質的向上をはかるための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 施設はすべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の整備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 サービスに関する入所者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 8 施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人平成記念会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する

この規程は、平成30年5月1日から施行する

この規程は、令和1年10月1日から施行する

この規程は、令和4年5月1日から施行する

この規程は、令和6年8月1日から施行する

この規程は、令和8年6月1日から施行する

介護老人保健施設 鷺栖の里

通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション)

運営規程

社会医療法人 平成記念会

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人平成記念会が開設する介護老人保健施設鷺栖の里（以下「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 鷺栖の里
- (2) 所在地 奈良県橿原市四分町 85-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（医師） 1名（常勤）
管理者は、事業所に勤務する従事者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。但し、管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の施設又は居宅サービス事業の管理者と兼務することがある。
- (2) 支援相談員 1名以上（常勤・非常勤）
利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握と通所リハビリテーション計画、通所リハビリテーション報告書等の作成及び家族との連絡調整にあたる。
- (3) 看護・介護職員 6名以上（常勤若しくは非常勤でこの人員は必要に応じて増員することがある。）
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のケアプランに基づいて介護サービスの提供にあたる。
- (4) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 1名以上（常勤・非常勤）
利用者の日常生活上の機能訓練にあたる。
- (5) 事務職員 1名以上（常勤・非常勤）
必要な事務一般の業務を行う。

(営業日、営業時間及び定員)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで。
サービス提供時間 午前9時30分から午後4時00分まで。
- (3) 事業の利用定員は、1日60人とする。

(事業所の業務内容)

第6条 事業所の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 基本事業

- イ 生活指導（相談援助等）
- ロ 機能訓練（日常動作訓練等）
- ハ 介護サービス（移動や排泄の介助、見守りサービス）
- ニ 介護方法の指導（介護教室）
- ホ 健康状態の確認
- ヘ 送迎サービス

(2) 通所事業

- イ 給食サービス
- ロ 入浴サービス

(利用料等)

第7条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

(1) 送迎料（通常の事業の実施地域を越える場合）

通常の事業の実施地域を越える地点から通常の走行経路における片道距離（1 Km 未満切捨て）×50 円

- (2) 時間外延長サービス料（通常要する時間を越えるサービスの場合）
- (3) 食費（食材料費＋調理費相当） 850 円/食
- (4) おむつ代
- (5) その他日常生活上の便宜の提供にかかる費用

2 前項各号の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は奈良県橿原市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第7条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第6条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒・喫煙は、禁止です。
- ・ 火気の取扱いは、禁止です。
- ・ 設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用するものとする。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償を請求します。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、サービス利用に必要な物に限ります。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、しません。持ち込みもご遠慮下さい。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、出来ません。
- ・ 宗教活動は、出来ません。
- ・ ペットの持ち込みは、出来ません。

- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(事故発生時の対応)

第 10 条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応法)

第11条 事業所の従業員は、事業の実施中に利用者の状態が急変し、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族及び主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、入所者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

- 2 防火訓練計画により年 2 回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の為の指針の整備
- (3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての重要事項)

第 14 条 事業所は、すべての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業所の従業員の質的向上をはかるための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

2 施設はすべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の整備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

- 3 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 サービスに関する入所者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措

置、記録の整備等必要な措置を講じる。

- 8 施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人平成記念会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

介護老人保健施設 鷺栖の里
入所運営規程

社会医療法人 平成記念会

(事業の目的)

第1条 社会医療法人平成記念会が開設する介護老人保健施設鷺栖の里（以下「事業所」と言う。）が行う介護老人保健施設の事業（以下「事業」と言う。）の適正な運営を確保する為人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 鷺栖の里
- (2) 所在地 奈良県橿原市四分町 85-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所に勤務する従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。但し管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の施設又は、訪問、通所系居宅サービス事業の管理者と兼務することがある。
- (2) 支援相談員 1名以上（常勤）
利用者の申込みにかかる調整、業務の実施状況の把握と施設介護計画等の作成及び家族との連絡調整にあたる。
- (3) 介護職員 24名以上
(常勤もしくは非常勤でこの人員は必要に応じて増員することがある。)
施設サービス計画書に基づいて介護サービスの提供にあたる。
- (4) 看護職員 9名以上（常勤・非常勤）
利用者の健康状態チェックにあたる。
- (5) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 1名以上（常勤・非常勤）
利用者の日常生活上の機能訓練にあたる。
- (6) 事務職員 1名以上（常勤・非常勤）
必要な事務一般の業務を行う。
- (7) 医師 1名（常勤）
利用者の健康管理にあたる
- (8) 薬剤師 1名（非常勤）
利用者の薬剤の管理を行う。
- (9) 栄養士又は管理栄養士 1名以上（常勤・非常勤）
利用者の栄養管理にあたる。
- (10) 介護支援専門員 1名以上（常勤）
施設サービス計画等の作成及び関係機関との連絡調整を行う。

(業務日及び業務時間及び定員)

第5条 事業所の業務日及び業務時間は、次の通りとする。

- (1) 業務日 年中無休
- (2) 業務時間 午前8時30分～午後5時15分まで。
- (3) 事業の利用定員は100名とする。(短期入所療養介護を含む)

(事業所の業務内容)

第6条 事業所の業務内容は、次の通りとする。

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 食事サービス
- (3) 入浴サービス (一般浴槽・特別浴槽)
- (4) 医学管理・看護
- (5) 介護 (退所時の支援を含む)
- (6) 機能訓練 (リハビリテーション・レクリエーション)
- (7) 相談援助サービス
- (8) 利用者が選択する特別な食事提供
- (9) 理美容サービス
- (10) 手続きの代行
- (11) 栄養管理
- (12) 口腔衛生の管理
- (13) その他

(利用料等)

第7条 介護老人保健施設サービスを提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該介護老人保健施設サービスが法定代理受領サービスである時は利用者の負担割合に応じた額とする。

基本料金

① 施設利用料

※ 但し、入所後30日間に限り、上記料金に30単位の加算となる。

※ 外泊時は、外泊初日及び外泊最終日以外に日に限り、上記料金に代えて362単位となる。

② 食費：利用者負担 (朝食 600円 昼食 850円 夕食 750円)

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	2,200円/日

③ おやつ代 220円

④ その他、日常生活上の便宜の提供にかかる費用

- ・教養娯楽費 250円
- ・理美容代 実費

⑤ 居住費：利用者負担

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室	0円/日	430円/日	430円/日	430円/日	550円/日
従来型個室	550円/日	550円/日	1,370円/日	1,370円/日	1,800円/日

2 前項各号の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名を受ける事とする。

(事業利用に当たっての留意事項)

第8条 事業の利用にあたっての留意点は、次の通りとする。

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第7条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第6条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

- ・ 面会は、原則、月～土曜日 (日曜・12月30日～1月3日除く)、14時～16時30分。

但し、施設内の感染症等拡大防止対策のため、面会禁止及び面会方法の変更することがあります

- ・ 消灯時間は、21 時です。
- ・ 外出・外泊は、予定日の前日までに身元引受人による申し出により許可することとする。尚、一回の外泊は最高「7泊8日」までとする。但し、感染症等拡大防止対策のため、当施設の判断により外泊、外出を許可しない場合がある。
- ・ 飲酒・喫煙は、禁止です。
- ・ 火気の取扱いは、禁止です。
- ・ 設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用するものとする。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償を請求します。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、個別の対応とするが、自己の責任で管理することを原則とする。当施設は紛失・盗難・破損等の被害の責を負いません。
- ・ 金銭・貴重品の管理はしません。持ち込みは原則禁止ですが持ち込みされていた場合は自己の責任で管理し、当施設では紛失・盗難・破損等の被害については責任を負いません。
- ・ 外泊時等の施設外での受診や与薬は、原則できません。必要な場合は、必ず事前に申し出ること。
- ・ 宗教活動は、出来ません。
- ・ ペットの持ち込みは、出来ません。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止です。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(事故発生時の対応)

第9条 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

2 施設は事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故防止の為の指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止の為の委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(非常災害対策)

第10条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、入所者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の為の指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束)

第12条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等のお適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業所の従業者の質的向上をはかるための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 施設はすべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の整備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 サービスに関する入所者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

8 施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人平成記念会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。